

嵯峨美術大学

令和2年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和3年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

嵯峨美術大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、母体となる大覚寺に伝来する芸術精神、芸術を創造する姿勢に深く関わっており、「大覚寺学園教育憲章」（以下「教育憲章」という。）等に具体的かつ簡潔に明文化している。この教育憲章に掲げる建学の理念は、大学の目的、教育目標に個性・特色として反映されている。

使命・目的等については、理解と支持を得て学内外へ公表している。建学の精神に基づく独自色を打出すとした「学校法人大覚寺学園 第2次中期計画」（以下「第2次中期計画」という。）が進行中である。芸術学部の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、建学の理念、育成する人材像及び各学科の教育目標を反映している。大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織や附属施設が置かれている。

〈優れた点〉

○大覚寺学園の伝統と歴史及び取巻く環境等を全学的な取組みをもって丁寧に振り返り、建学の理念を堅持しながら現校名に変更したことは、地域で愛称とされてきた「嵯峨美」の伝統や個性・特色の社会への明確な表明となり、学生募集にも奏功している点は評価できる。

「基準2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは教育目標を踏まえて策定し、大学案内やウェブサイトで周知している。入学定員及び収容定員に沿い、概ね適切な在籍学生を確保している。

教務委員会、学生支援委員会を設置し、教職協働体制で学修支援に努めている。キャリア支援窓口や学生相談室、保健室などを整備し、学生の社会的・職業的自立や学生生活の安定のための支援体制を構築している。

校地及び校舎は整備され、専門の領域には実習施設や工房付指導助手を置いている。学内の展示施設は学生の作品発表等に活用し、附属図書館は専門分野・領域の参考図書等を中心に確保している。各種アンケート等を通じて学生の意見をくみ上げ、「IR推進部会」が分析した結果を活用して、改善に努めている。

〈優れた点〉

○平成30(2018)年度から、独自に開発した就職活動支援スマートフォンアプリ「SAGABiz」

の提供を開始し、毎日更新することで学生がタイムリーな情報を得ている点は評価できる。

「基準3. 教育課程」について

教育目的は学則に定められ、教育目標に対応したディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。芸術学部においては、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位、成績評価、進級、卒業認定の基準を適切に定め、学生便覧等で周知した上で運用している。また、カリキュラム・ポリシーを定め、履修系統図によりディプロマ・ポリシーと各科目の関連性を示している。

「FDS D 推進委員会」は、研修会を通じて教授方法の開発・工夫を推進している。

アセスメントポリシーは、三つのポリシーに基づく学修成果の評価指標を設定している。多様な尺度、指標や測定方法に基づき、種々のアンケート調査を実施し、その結果を受けて、主として「IR 推進部会」で点検と評価を行っている。

「基準4. 教員・職員」について

学長は、教学運営の最高責任者として大学を総括している。教学上の重要事項や全学的課題について協議するため運営協議会を設置し、学長を中心とした教学マネジメント体制を構築している。事務組織は、事務組織規程に編制と事務分掌を定め、職員を適切に配置している。

専任教員は設置基準に従い、適切に配置している。専任教員の採用・昇任は、業績審査委員会を設け、教員選考基準に基づき審査している。事務職員は「FDS D 推進委員会」に参画してSD(Staff Development)活動計画を策定し、研修等を実施している。

研究倫理は、研究倫理規準等を定め維持している。個人研究費は、研究費取扱規程に基づき支給し、外部資金に関する情報は、「附属芸術センターインフォメーション」等により提供している。

「基準5. 経営・管理と財務」について

理事会は、寄附行為に基づき法人の意思決定機関として適切に運営している。第2次中期計画が進行しており、使命・目的の実現のために継続的に努力している。「学校法人大覚寺学園行動規範」を定め、環境保全、人権、安全に配慮している。

理事会は機動的な意思決定を行うために常任理事会を設置し、法人と教学の情報共有と相互チェックが機能している。理事長はリーダーシップを発揮しつつ、円滑な意思決定の仕組みを構築している。

第2次中期計画及び中期財務シミュレーションに基づき財務運営を行い、財務基盤は安定に向かっている。会計処理は、学校法人会計基準、経理規則等に基づき、適正に処理している。会計監査体制は、監査法人と監事の連携により厳正に実施している。

〈優れた点〉

○地元の京都市から指定避難所として指定を受け、大学と地域の自治会や近隣の小学校が合同で定期的に避難訓練を実施し、災害時には避難所を開設して避難者を受入れ

ており、「学校法人大覚寺学園行動規範」の実践として評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

全学的な質保証方針として「内部質保証の方針」を制定し、明示している。自己点検・評価委員会を内部質保証のための恒常的な組織として設置し、責任体制を明確にしている。自己点検・評価報告書はネットワーク上のグループウェア（情報共有システム）で閲覧でき、ウェブサイトにも公開している。

「IR 推進室」は、学長の諮問機関として設置している。毎年、データ分析と検証を行い「IR 推進部会報告書」にまとめている。自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえ、質保証に向けた改善に努めている。

総じて、広義の芸術教育を通じて創造性と人間性の涵養に努め、豊かで平和な社会の実現に貢献できる人材を育成するという建学の理念をもって、教育、研究、社会貢献の体制を整備し、運営している。経営・管理では責任と権限を明確にし、財務面では安定した基盤を確立しつつある。内部質保証に係る方針や体制を整備し、改善・向上に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献・地域社会との連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. サガ・クリエイターズ・クラブ(SCC)と卒業生ネットワーク支援
2. 学外作品発表活動
3. 新入学生の学修支援

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、寄附行為に基づき「大覚寺学園教育憲章」「嵯峨美術大学芸術学部学則」「嵯峨美術大学大学院規則」及び教育目標において具体的かつ簡潔に明文化している。

「大覚寺学園教育憲章」には、建学の理念を「大覚寺が始祖と仰ぐ嵯峨天皇ならびに宗祖弘法大師の思想と実践に学び、その精神を現代の高等教育に活かすべく、広義の芸術教育を通じて創造性と人間性の涵養に努め、豊かで平和な社会の実現に貢献できる人材を育成する。」と示し、大学の目的、教育目標に至る個性・特色として反映されている。

歴史ある大覚寺に伝わる芸術精神を継承する建学の理念を継承しながら、社会や時代の変化に合わせて学科を改組し、教育目標を見直している。

〈優れた点〉

○大覚寺学園の伝統と歴史及び取巻く環境等を全学的な取組みをもって丁寧に振り返り、建学の理念を堅持しながら現校名に変更したことは、地域で愛称とされてきた「嵯峨美」の伝統や個性・特色の社会への明確な表明となり、学生募集にも奏功している点は評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目標は寄附行為、学則等に定め、理事会、教授会を経て改正等を行っており役員、教職員の理解と支持を得ている。また、学生便覧、大学案内に掲載し、ウェブサイト等により学内外に明らかにしている。

建学の精神に基づく独自色を打出すとした「学校法人大覚寺学園 第2次中期計画」を策定し、現在計画が進行中である。

芸術学部の三つのポリシーは、教育憲章に定める建学の理念、育成する人材像及び各学科の教育目標を反映している。

使命・目的に応じ、大学院芸術研究科芸術専攻、芸術学部造形学科及びデザイン学科を設置し、学部両学科には合わせて九つの領域を設けている。また、学生の研究創作活動を支援する附属芸術センター、附属博物館、附属ギャラリーなどを置いている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは学則等に明示された教育目標にのっとして明確に定められ、教育憲章と併せて大学案内、入学試験要項、学生募集要項及びウェブサイトで公表され周知している。

入学者の受入れについては入学広報委員会を中心にアドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜を行っている。広報体制の強化を図りながら学生募集活動を行い、入学定員及び収容定員に沿った在籍学生の適切な確保に努めている。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援組織として教員及び事務職員で構成された教務委員会、学生支援委員会を設置し、教職協働体制で連携、運用し問題解決に当たっている。

大学院生の TA 制度の導入、オフィスアワーの設定、障がいを持つ学生への必要に応じた支援等も学生、教職員協働で学修支援の充実に努めている。

「IR 推進部会」より、GPA(Grade Point Average)の活用が修学意欲の低下を理由とする退学予防策につながる可能性があるとの提言を踏まえ、計画的な履修・修得を心掛ける旨を学生便覧に明記し、令和 2(2020)年度からは履修上限単位を引下げて、履修科目を絞りこむことで、各科目の理解を深め、成績の向上を図る取組みを行っている。また、令和 3(2021)年度に導入が決定している新学事システムにおいては、学生個々の学修成果の可視化を進めることで、修学意欲の低下防止策の一環とすることが期待できる。

2-3. キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

社会的・職業的自立に向けた正課内科目として、1年次必修の導入教育科目「教養ゼミ」や、学部共通の「一般教育科目」区分内に「キャリアデザイン演習」などの演習を開講し、インターンシップ研修も導入している。正課外の支援として「キャリア支援窓口」が中心になって開講するキャリア支援に関する講座や説明会が充実しており、それ以外にも選考試験対策講座、資格取得講座、業界研究会などを通して就職を控えた学生の職業意識を育成している。美術大学学生の採用に興味を持つ企業による業界企業説明会も実施している。

どのような業種・職種に就いたとしても美術を学ぶことを通して身に付けた力を生かせる人物像を「育成する人材」の目標とし、個人に寄り添った進路支援を行っている。

「キャリアカフェ」を実施し、学生が将来への不安などを自由に相談できる体制をとっているが、新たに開設した「なんでも相談窓口」にその役割を移行する予定である。

〈優れた点〉

○平成 30(2018)年度から、独自に開発した就職活動支援スマートフォンアプリ「SAGABiZ」の提供を開始し、毎日更新することで学生がタイムリーな情報を得ている点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導のための組織として、学生支援委員会、教務・学生支援グループ、保健室、学生相談室を設置し、学生生活の安定のための支援を行っている。学生相談室は、令和 2(2020)年度からはメンタル部分を外部委託とし、学内には「なんでも相談窓口」を開設し、より相談しやすい体制をとっている。

学生への経済的支援は、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金、外国人私費留学生学習奨励金のほか、独自に「嵯峨美術大学奨学金」「嵯峨美術大学ワークスタディ奨学金」「推薦入試奨学金」「学業奨励奨学金」及び短期貸付金制度を設けている。

学生の課外活動は学友会執行部など学生の主体的な活動に、大学から人的支援や経済支援を行っている。管理運営グループが施設面の安全管理や学生生活のサポート、緊急時の対応などの支援を行っている。学生が自由に使えるスペース「学生ホール」や「学友会・クラブ棟」も設置され十分に管理・確保されている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地及び校舎は「本部キャンパス」「萩原キャンパス」及び「西山グラウンド」に整備し適切に運営活用されている。専門教育各領域に専用の実習施設を整備しており、特殊な技術が必要な施設には工房付指導助手を配置し、運用・管理に当たっている。附属ギャラリーやアートスペース、附属博物館その他の展示施設を設置し、学生の作品発表、博物館実習で更に社会貢献の場として有効に活用している。附属図書館は、専門分野・領域の研究に基づいた参考図書、関連図書を中心に確保している。

パソコンなどの IT 施設、自習での利用も可能な情報処理演習室なども整備され、貸出用の IT 機器の整備もされている。令和 2(2020)年度は学内各所の無線 LAN 環境を整備した。耐震工事は平成 22(2010)年度に完了している。バリアフリー化も段階的に計画化されている。講義室、演習室、実習室も学生数に対して教育効果を十分満たすように整備されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望の把握については、教員による日常的な学生との面談や教務窓口の担当職員との面談による状況の把握に加え、年 2 回実施する「授業評価アンケート」によって把握している。

学生生活全般に関する学生意見は、学友会の「学友会専用意見箱」や教職員の面談を通じて把握し、職員が奨学金を案内するなど解決に努めている。

「学生生活アンケート」を全学的に実施し、「IR 推進部会」が分析し改善に努めている。平成 29(2017)年度に実施した「学生生活アンケート」で、学生生活の中で改善してほしいことの第 1 位であった「大学からの連絡事項等の情報提供の在り方」に対応し、学修環境

整備として学生ポータルサイトでの情報発信を充実するため、次年度、新学事システムの導入を決定している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的は、学則に定められ、学部・大学院ともにディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。芸術学部においては、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位、成績評価、進級、卒業認定の基準を適切に定め、学生便覧等で周知した上で運用している。

教育目標達成のための具体的な方向性については、ディプロマ・ポリシーに 3 項目 7 要素としてまとめ、大学案内、学生便覧等で明確に示している。単位の認定は、シラバスに記載した評価基準に従って適切に行われており、加えて、詳細なシラバス作成ガイドラインを作成し、シラバスの記載内容について必要な基準をクリアできるよう教員に周知している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを定め、それに沿った体系的な教育課程を編成している。また、履修系統図によりディプロマ・ポリシーと各科目の関連性を示して

いる。また、カリキュラム・ポリシーは、ウェブサイトに掲載し公開されているほか、学生には入学時のオリエンテーションや「履修ガイダンス」の説明などで周知している。

シラバスには、全科目について「到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連性」「評価基準と方法」「事前学習と事後学習の内容と時間数」などを明示しているほか、「成績評価平均値（GPA）に関する内規」を作成し、学生にも適切に GPA を通知している。

一般教育科目は、教務委員会が所掌し、教育内容の検討に当たっては教務委員会で担当専任教員に意見を聴取し審議を行っている。

教授方法の開発・工夫に関しては、「FSDS 推進委員会」が所掌し、研修会の実施などを通じて教職員の意識向上を図っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

教育目標の達成に向けて「内部質保証の方針」を定め、恒常的、継続的に改善、改革に取り組んでいる。アセスメントポリシーを定め、三つのポリシーに基づく学修成果の評価指標を設定している。また、学生個人の GPA 値と学年別の成績分布表の中で、自分の位置付けが確認できるよう工夫もなされている。

大学が定めた多様な尺度、指標や測定方法に基づき、種々のアンケート調査を実施し、それらの結果を受けて、主として「IR 推進部会」で点検と評価を行っている。

学修行動に関しても調査の上、「IR 推進部会」で報告と分析が行われている。令和元(2019)年度からは、卒業生に対してもアンケート調査を実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、「教学組織規程」第 2 条の規定により教学運営の最高責任者として、大学を代表し、大学の組織及び所属教職員を管理統括して、大学を総括している。教学上の重要事項や全学的課題について協議するため運営協議会を設置し、学長を中心とした教学マネジメント体制を構築するとともに、基幹委員会を設置し責任と権限の分担を図っている。

運営協議会では教授会で審議する議題を設定し、学長が議長である教授会にて審議し、教授会の意見を聴いて学長が決定する。教授会における審議事項を教授会規程に定め、組織上の位置付けや役割を明確にしている。

事務組織は、事務組織規程に編制と事務分掌を定め、4 グループ（管理運営グループ、教務・学生支援グループ、入学広報グループ、社会連携・研究支援グループ）、2 室（学長室及び IR 推進室）を設置し適切に配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準で定める必要な専任教員数を十分に確保し、適切に配置している。

専任教員の採用・昇任については「学校法人大覚寺学園教員人事規程」に定め、学長が設置した業績審査委員会において「嵯峨美術大学芸術学部教員選考基準」に基づき候補者を審査し、学長からの発議により常任理事会で審議し、理事長の承認を得て決定している。

令和元(2019)年度から設置した「FSDS 推進委員会」には事務職員も委員として参画し、FD・SD の年間計画を策定し実施している。このことにより FD・SD については、教職員一体になって組織的な取組みを推進できる体制になっている。FD 研修を教授会終了後に開催し、教員が参加しやすい配慮をしている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

事務職員も委員に加わっている「FSDS 推進委員会」でSD 活動計画を策定し、より現場目線でテーマを選定する体制の構築を図っている。SD も FD 同様に教授会後に開催しており、参加しやすい配慮をしている。

また、京都精華大学（京都府）と共同してSD 研修を年1回実施している。特に総務・財務といった管理部門の業務改善や業務上抱える問題等を取上げ、その内容を実際の業務に反映している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

附属図書館は、美術、デザイン等の芸術分野を中心に資料を収集し、研究のサポートを行っている。

「学校法人大覚寺学園行動規範」「学校法人大覚寺学園コンプライアンス推進規程」「研究倫理規準」「研究倫理に反する不正行為等の防止に関する規程」の定めに従い研究倫理を維持している。また、「研究倫理規準」に基づき、年1回教授会においてコンプライアンス教育を実施している。

専任教員の個人研究費については、「大学教学予算委員会」にて予算配分が確定後、財政状況を勘案して常任理事会で研究費、研究旅費の支給額を決定し、「研究費取扱規程」に基づき支給している。また教育改革に特化した諸活動に対して、学長裁量により財政的支援を行っている。外部資金の導入については、社会連携・研究支援グループを中心に支援を実施しており、学内ポータルサイトの「附属芸術センターインフォメーション」等にて芸術系情報を精選して提供している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為に基づき法人の意思決定機関として適切に運営している。

倫理綱領として法令等遵守、積極的な情報公開と守秘義務、教育研究の向上、社会貢献、人権の尊重、環境への配慮などを包括した「学校法人大覚寺学園行動規範」を定めている。

令和元(2019)年度からは、第 2 次中期計画が進行しており、使命・目的の実現のための継続的な努力を続けている。

環境保全については、「省エネルギー推進委員会」が啓発活動を推進し、エネルギーの節減に取り組んでいる。人権への配慮については、人権委員会を置き、「ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」を整備し、人権講演会を開催するなど啓発に努めている。安全への配慮として危機管理規程、危機管理マニュアル、「学校法人大覚寺学園消防計画書」を整備し、対応している。

〈優れた点〉

○地元の京都市から指定避難所として指定を受け、大学と地域の自治会や近隣の小学校が合同で定期的に避難訓練を実施し、災害時には避難所を開設して避難者を受入れており、「学校法人大覚寺学園行動規範」の実践として評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、また、弘法大師の精神に則り、芸術的情操に基づく学校教育を行うことを目的とする。」と規定し、理事会は予算、決算及び事業計画等の重要事項を決定しており、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。

理事会は定例で年 4 回開催し、更に機動的な意思決定を行うために常任理事会を設置している。常任理事会は概ね月 1 回開催しており、理事長が招集し議長になって理事会議案、経営的課題、事業計画等について審議・検討し、適切に機能している。

理事は、寄附行為第 6 条の定めに従い選任している。理事会の理事・監事の出席は良好である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関は人的な連携を図っている。常任理事会では、大学教職員から選任された理事が各種委員会の委員長や所属長からの提案をくみ上げて協議し、情報共有を図るとともに法人及び大学の相互チェックが機能している。理事長はリーダーシップを発揮しつつ、円滑な意思決定の仕組みを構築している。

監事は寄附行為第 7 条に基づき選任し、理事会に出席して理事の職務遂行状況を監査し、学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。法人の財務上の困難時には、「緊急提案書」を提出し、適時、適切な意見を発出している。

理事長は予算編成や寄附行為の変更等の法令で定められた事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

評議員は寄附行為第 24 条に基づき選任し、評議員会への出席状況は良好である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年策定の第 2 次中期計画及び中期財務シミュレーションに基づき財務運営を行っている。

学生確保による学生生徒等納付金収入の増加と人件費の適正化により、事業活動収支については、平成 28(2016)年度に経常収支差額が黒字転換し、貸借対照表では資産が順調に増加、負債については長期借入金を完済し、財務基盤は安定に向かっている。

社会連携活動として公開講座の開講や受託事業を実施することで、一定の収入を計上している。

特別補助金の獲得や施設整備に関する補助金の獲得のため、事務局に部署を横断するプロジェクトチームを編制し、補助金等獲得の土壌づくりをしている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人大覚寺学園経理規程」「学校法人大覚寺学園経理規程施行細則」に基づき、適正に処理されている。

会計監査体制は、監査法人と監事の連携により厳正に実施している。

予算については、年2回補正予算を編成し、予算と決算がかい離しないように努めている。予算執行に当たっては、予算執行手続きを定め、各部署及び各教員に周知して処理している。予算執行状況については、各部署で管理するとともに、管理運営グループにおいて随時確認している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「嵯峨美術大学芸術学部学則」第2条及び「嵯峨美術大学大学院規則」第3条に教育研究水準の向上を図り、目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、改善・充実に努めると定め、全学的な方針として「内部質保証の方針」を制定し、明示している。

「自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を内部質保証のための恒常的な組織として設置している。この自己点検・評価委員会は、委員長を学長とし、芸術学部長、研究科長、事務局長、常勤の理事等を構成員とし、内部質保証のための責任体制として明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会は、当該年度の点検・評価の基本方針や評価項目を策定し、各種委員会をはじめとする各組織が収集したデータをもとに点検・評価活動を行っている。各

種委員会・各組織は、評価項目について取組みの状況や課題・改善策を自己点検・評価委員会に報告し、自己点検・評価委員会が自己点検・評価報告書として取りまとめている。この自己点検・評価報告書は運営協議会及び教授会の報告を経て、ネットワーク上のグループウェア（情報共有システム）で閲覧することができ、課題を共有する仕組みを整備している。また、同報告書は理事会及び評議員会に報告され、ウェブサイトにも公開している。

IR推進室は、「インスティテューショナル・リサーチ推進規程」に基づき、学長の諮問機関として設置している。毎年、データ分析と検証を行い「IR推進部会報告書」にまとめており、計画策定、政策決定、意思決定を支援する体制が構築されている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた第2次中期計画に基づき、毎年度各施策の目標を示し実施計画を立て、年度末には進捗状況を把握し理事会・評議員会に報告するという、大学全体の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

平成30(2018)年度は、前年度の点検・評価活動をまとめた「自己点検・評価報告書2016-2017年度（平成28年度-平成29年度）」で報告した、今後改善すべき課題の解決に取り組み、教育の質保証に係る改善・向上に努めている。

平成25(2013)年度機関別認証評価による改善を要する点については、平成28(2016)年に改善報告書として報告がなされ、第2次中期計画にも当該事項を四つのビジョンのうちの一つとして掲げて取り組み、改善し、向上した。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 社会貢献・地域社会との連携

A-1. 社会貢献の方針と体制

A-1-① 学園の使命・目的に基づく社会貢献・地域連携に関する方針の明確化

A-1-② 地域貢献を円滑に進めるための組織体制の明確化

A-2. 大学の人的・物的資源の社会への還元

A-2-① 施設開放、公開講座等による物的・人的資源の還元

A-2-② 共同研究・受託研究・受託事業などによる社会連携活動

A-2-③ 正規授業等を活用しての社会貢献

A-2-④ 大学間等の機関連携事業

A-2-⑤ その他の社会貢献

【概評】

教育憲章を受けて、使命・目的に基づく社会貢献・地域連携に関する方針が明確に示され、地域文化の掘り起こしや、有形無形の文化遺産の継承・情報発信を続けている。地域貢献を円滑に進めるために、学内の基幹委員会と位置付け、附属芸術センターの運営に8人の教職員を配置している。また、附属芸術センター、附属博物館、附属ギャラリー、生涯学習講座のそれぞれに明確に予算措置が講じられており、支出内容も適正に記録されている。

一般市民を対象に生涯学習講座を開催し、令和元(2019)年度は400人弱の受講者を受入れている。附属博物館を開設し、文化・歴史遺産に関する資料を調査、収集、保管、展示するとともに、教育的配慮のもとに広く社会的利用に供するための事業を行っている。また、地方公共団体などから受託し、各種連携事業を行い、平成24(2012)年度から「京都芸術教育コンソーシアム」に参加し、年に一度の共同フォーラムの開催など、各大学と行政との連携活動を協議している。

また、大学のキャンパスを会場としたフリーマーケットを実施し、日頃の学生の活動や制作物の成果を地域の人々に公開している。一般の人も出店可能であり、学生と地域住民との交流の場になっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. サガ・クリエイターズ・クラブ（SCC）と卒業生ネットワーク支援

芸術系大学である本学では、さまざまな制作（ものづくり）が学びの中心にあり、卒業後もさまざまなかたちでそれを継続していることが多いという特色がある。そこで、同窓会とは別に、大学として制作に携り続けている卒業生のネットワーク作りのサポートと、その幅広い人材の活動を教育現場に還元すべく、サガ・クリエイターズクラブ（以下、SCCという）という組織を「芸術センター」の所管によって運営している。

SCCでは卒業生の活動状況をメールマガジンの形で配信するとともに、定期的にワークショップや講演会を開催するなどの活動をしており、それらの企画には在学生も参加することができ、芸術制作・表現の第一線で活動する先輩たちを身近な存在として感じ、交流できる場となっている。本学の前身である旧嵯峨美術短期大学、京都嵯峨芸術大学・同短期大学部、現在の嵯峨美術大学・嵯峨美術短期大学の卒業生、退職教職員など、おおよそ670人（2020年4月現在）が会員となっている。

2. 学外作品発表活動

芸術大学の学生にとっての社会経験としては展覧会やアートフェアなどでの作品発表が、企業等でのインターンシップやボランティア活動以上に身近であり、将来の自身の活動をイメージでき、直接的に学習意欲の向上につながる面がある。

本学では地域連携活動の他に、学外における展覧会の自主企画をはじめとする作品展示発表の機会を積極的に作り、作品の発表や販売を体験させている。それによって授業だけでは伝えきれない美術業界の現場に触れることができるとともに、作品の展示構成作業などを通じて「制作した作品のその後」に意識を持つことにつながり、将来の目標を具体的にイメージすることができるなど、学習意欲の向上にも役立っている。

3. 新入学生の学修支援

新入生のスムーズな大学での学びへ繋げるために、入学前にAO入試、推薦入試の合格者を対象に「入学準備プログラム」として制作課題を課し、その講評会を12月と、2月に2回おこなっている。受験勉強時の制作習慣や意欲を維持することと、入学前から同級生や担当教員とコミュニケーションをとることで、大学生活や学修に対する不安をなくすことに効果をあげている。

また、芸術学部造形学科においては、オリエンテーションの一環として、授業開始前に郊外の宿泊研修施設において1泊2日の研修合宿をおこなっている。学内における履修ガイダンスなどと内容と雰囲気を変えて、教員の研究活動のプレゼンテーションや補助参加の上級生によるレクレーションをおこなうなど、相互の交流促進に重点を置いた設定としているが、その流れでスムーズに授業に入ることができている。

これらの取組みによって休退学者が減少し、初年次の実技系授業への学生の取組みが伸びやかで積極的になっている。